

令和4年12月28日

今後の検討予定について

○ 令和5年 1月以降

科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会及び厚生科学部会科学技術部会における審議の後、パブリック・コメントを実施。

○ 令和5年 4月以降

令和5年4月に厚生労働省子ども家庭局母子保健課が、子ども家庭庁に移管されることに伴い、厚生科学審議会科学技術部会ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会に準じた専門委員会を、子ども家庭庁に設置予定。設置後、ヒト受精胚等へのゲノム編集技術等を用いる研究に関する合同会議を開催し、パブリック・コメントの結果も踏まえ、指針を改正。

※子ども家庭庁への移管に伴い、「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」、「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」の所管大臣について所要の改正を行う（令和5年4月1日施行予定）。